名ノ外ハ十六年度ニ六名ノ人（内女五人）ヲ加フルノ一般経費ハ千五百円ヲ増加シ

高等科ノ職業メーターヲ設ケ左ノ如キ学科ヲ授ケ中等ニ準ジ修業年限ヲ二ヶ年トシ授業料ヲ徴収スルノ件ヲ決定シ本年ヨリ実施スル事ニ相成リ

一、学校ノ位置ハ現在ノ校舎ニ隣接シ敷地ハ約二百坪ヲ要シ校舎ハ木造平屋建ニシテ教室ハ二十坪ノ二室ヲ設ケ

一、授業料ハ一ヶ月金五十銭トス

一、学科ハ修身、国語、算術、国史、地理、理科、図画、唱歌、体操、裁縫、家事、職業ニ関スル事項トス

一、入学資格ハ尋常小学校ヲ卒業シタル者トス

一、入学期ハ毎年四月トス

一、修業年限ハ二ヶ年トス

一、入学ノ方法ハ口頭試問ノ上之ヲ定ム

一、授業時間ハ毎日午前八時ヨリ午後四時マデトス

一、休業日ハ日曜日、祝日、大祭日、学校記念日、夏期休業日、冬期休業日、年末年始トス

一、学校ニ職員ヲ置キ校長ハ町長ヲ以テ之ニ充テ教員ハ町長ノ推薦ニ依リ町会ノ議決ヲ経テ町長之ヲ任命ス

一、教員ノ定員ハ三名トス

一、教員ノ給与ハ予算ノ範囲内ニ於テ町長之ヲ定ム

一、授業料ノ徴収ハ学校ニ於テ之ヲ行フ

一、授業料ノ徴収ニ関シ必要ナル事項ハ町長之ヲ定ム

三、授業料徴収

授業料ノ徴収ニ関シ必要ナル事項ハ町長之ヲ定ム

一、時局ニ鑑ミ本年ハ一時中止ノ件

時局ニ鑑ミ本年ハ一時中止スルノ件ヲ議ス

本件ハ昭和十五年度ニ於テ開催スル予定ノ国祖建国記念祭ハ一時中止シ十六年度ニ於テ開催セラルル筈ノ紀元二千六百年祝賀式典ノ際ニ合セ二時三十分開会スル事ニ決定

四、来賓送迎ノ件

来賓送迎ノ件ヲ議ス

本件ハ二時三十分ノ会議ノ際ニ来賓ノ見送リ除雪ノ為メ予定ノ時間ヨリ少シク早メ一時三十分ニ出発スル事ニ決定

右平山伊三郎ノ提案ニ対シ全員賛成ニテ可決確定ス

一、横断歩道ノ件